

※本文書は、証券取引法第13条の規定に基づく目論見書です。



ダイワMRF

(マネー・リザーブ・ファンド)

追加型公社債投資信託／積立投資専用
投資信託説明書(交付目論見書)
平成18年8月26日

大和投資信託

Daiwa Asset Management

投資信託説明書（交付目論見書）

当ファンドは、コマーシャル・ペーパーおよび公社債を中心に投資し、安定した収益の確保をめざします。ただし、運用成果は実績に応じて変わりますので、元金が保証されているものではありません。信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

＜委託会社の情報提供窓口＞

- ・お電話によるお問合わせ先
電話番号 03-5643-5265（営業日の9:00～17:00）
- ・委託会社のホームページ
アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

本文書は、証券取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

本文書により行なう「ダイワMR F (マネー・リザーブ・ファンド)」の受益証券の募集については、委託会社は、証券取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により、有価証券届出書を平成18年2月24日に関東財務局長に提出しており、平成18年2月25日にその届出の効力が生じております。

当該有価証券届出書第三部の内容を記載した「投資信託説明書（請求目論見書）」は、投資者の請求により交付されます（請求を行なった場合には、その旨をご自身で記録しておくようにして下さい。）。なお、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることもできます。

投資信託振替制度への移行について(お知らせ)

◆投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

◆振替制度に移行すると

- ・原則として受益証券を保有することはできなくなります。
- ・受益証券を発行しませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます。
- ・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。
- ・非課税などの税制優遇措置が平成 20 年 1 月以降も継続されます。

ファンドは、平成 19 年 1 月 4 日より、投資信託振替制度への移行を予定しており、移行後のファンドの受益権は「社債等の振替に関する法律」*の規定の適用を受けることとします。

※ 政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め、以下「社振法」といいます。

◆振替受益権について

平成 19 年 1 月 4 日より、ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託会社があらかじめこのファンドの受益権を取扱うことに同意した振替機関およびこの振替機関にかかる口座管理機関（以下、「振替機関等」という場合があります。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）

ファンドの受益権は、交付目論見書本文の「第一部 証券情報」「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、一部解約金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

◆既に発行された受益証券の振替受益権化について

委託会社は、交付目論見書本文の「第二部 ファンド情報」「第1 ファンドの状況」「7 管理及び運営の概要」の「信託約款の変更」に記載の手続きにより、信託約款の変更を行なう予定であり、この信託約款の変更が成立した場合、受益者を代理してファンドの受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとします。

原則としてファンドの平成18年12月29日現在のすべての受益権※を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。

※ 受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。

振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。

また、委託会社は、受益者を代理して受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、販売会社に当該申請の手続きを委任することができます。

くわしくは添付の「信託約款（平成19年1月4日適用予定）の変更内容について」をご覧ください。

以上

目論見書の概要

ダイワMRF (マネー・リザーブ・ファンド)

本概要は、後掲の「有価証券届出書の内容」（交付目論見書本文）を要約したものです。
詳細は、交付目論見書本文の該当箇所をご覧ください。

ファンドの概要

目 的 お よ び 基 本 的 性 格	追加型公社債投資信託 内外のコマーシャル・ペーパーおよび内外の公社債を中心に投資し、安定した収益の確保をめざして安定運用を行ないます。
投 資 対 象	① 内外のコマーシャル・ペーパーおよび内外の公社債を主要投資対象とします。 ② 投資することができる有価証券は、交付目論見書本文「ファンドの状況」の「投資方針」の(2)①に定める有価証券とします（当該有価証券のうち、わが国の国債証券および政府保証付債券以外の有価証券で、1社以上の指定格付機関から第三位（A格相当）以上の長期格付けまたは第二位（A－2格相当）以上の短期格付けを受けているもの、もしくは格付けのない場合には委託会社が当該格付けと同等の信用度を有すると判断したものを、以下「適格有価証券」といいます。）。 ③ 外貨建資産への投資については、その取引において円貨で約定し円貨で決済するもの（為替リスクの生じないもの）に限るものとします。 ④ 投資することができる金融商品は、交付目論見書本文「ファンドの状況」の「投資方針」の(2)②に定める金融商品とします（指定金銭信託を除き、当該金融商品（取引の相手方から担保金その他の資産の預託を受けているものを除きます。）のうち、適格有価証券の規定に準ずる範囲の金融商品を、以下「適格金融商品」といいます。）。
投 資 態 度	① 内外のコマーシャル・ペーパーおよび内外の公社債を中心に投資し、安定した収益の確保をはかります。 ② 私募により発行された有価証券（短期社債等を除く）および取得時において償還金等が不確定な仕組債等（償還金額が指数等に連動するもの、償還金額または金利が為替に連動するもの、金利が長期金利に連動するもの、金利変動に対して逆相関するもの、レバレッジのかかっているもの等）への投資は行なわないものとします。

主 な 投 資 制 限	① わが国の国債証券および政府保証付債券以外の有価証券で、適格有価証券に該当しないものへの投資は行ないません。 ② 指定金銭信託および取引の相手方から担保金その他の資産の預託を受けている金融商品以外の金融商品で、適格金融商品に該当しないものへの投資は行ないません。 ③ 信託財産に組入れられた有価証券および金融商品（以下「有価証券等」といいます。）の平均残存期間（一有価証券等の残存期間に当該有価証券等の組入額を乗じて得た額の合計額を、計算日における有価証券等の組入額の合計額で除して求めた期間をいいます。）は 90 日を超えないものとします。 有価証券等については、当該取引の受渡日から償還日または満期日までの期間が 1 年を超えないように投資します。 公社債の借入れの取引期間については、1 年を超えないものとします。 ④ 有価証券を取得する際における約定日から当該取得にかかる受渡日までの期間は、10 営業日を超えないものとします。 ⑤ 適格有価証券のうち、2 社以上の指定格付機関から第二位（A A 格相当）以上の長期格付けまたは最上位（A－1 格相当）の短期格付けを受けているものもしくは格付けのない場合には委託会社が当該格付けと同等の信用度を有すると判断したもの（以下「第一種適格有価証券」といいます。）、または適格金融商品のうち、第一種適格有価証券と同等に位置付けられるもので、同一法人等が発行した有価証券等（同一法人等を相手方とするコール・ローン、預金等を含みます。⑥ および⑦において同じ。）への投資は、これらの合計額が信託財産の純資産総額の 5%以下とします。 なお、上記の組入制限には、借入れ債券を含むものとします。 ⑥ 適格有価証券のうち、第一種適格有価証券以外のもの（以下「第二種適格有価証券」といいます。）および適格金融商品のうち第二種適格有価証券と同等に位置付けられるものへの投資は、これらの合計額が信託財産の純資産総額の 5%以下とします。また、この場合において、同一法人等が発行した有価証券等への投資は、これらの合計額が信託財産の純資産総額の 1%以下とします。 なお、上記の組入制限には、借入れ債券を含むものとします。 ⑦ 適格金融商品であるコール・ローンのうち、取引期間が 5 営業日以内のものによる運用については、前⑤および前⑥の規定を適用しません。同一法人等が発行した有価証券等で当該コール・ローンおよび前⑤または前⑥の適用を受ける有価証券等への投資は、これらの合計額が信託財産の純資産総額の 25%以下とします。 ⑧ 前⑤、前⑥および前⑦に規定する組入比率にかかる制限については、やむを得ない事情により超えることとなった場合、その営業日を含め 5 営業日以内に所定の限度内になるように調整するものとします。
お 買 付 単 位	1 円以上 1 円単位
お 買 付 価 額 (1 万口当り)	① お買付申込受付日の正午以前に取得申込金額のお払込みが販売会社によって確認できた場合 お買付申込受付日の前日の基準価額 ② お買付申込受付日の正午を過ぎて取得申込金額のお払込みが販売会社によって確認できた場合 お買付申込受付日の翌営業日の前日の基準価額 (注) お買付申込受付日は、委託会社の営業日とします。

お 申 込 手 数 料	ありません。
収 益 分 配	毎日決算を行ない、原則として、信託財産から生ずる利益の全額を分配します。
信 託 期 間	無期限
信 託 報 酬 率	信託財産の元本額に対して年率 1%以内

◆投資家のみなさまにおかれましては、商品の内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

価額変動リスクなど

＜価額変動リスク＞

当ファンドは、公社債など値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動し、投資元本を割込むことがあります。したがって、元金が保証されているものではありません。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

投資家のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

① 公社債の価格変動（価格変動リスク・信用リスク）

公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します（値動きの幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等により異なります。）。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合（債務不履行）、またはできなくなることが予想される場合には、大きく下落します（利息および償還金が支払われないこともあります。）。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

② その他

イ. 解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

ロ. ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融商品で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります（信用リスク）。この場合、基準価額が下落する要因となります。

＜換金性が制限される場合＞

通常と異なる状況において、ご換金に制限を設ける場合があります。

証券取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の申込みの受付を中止することがあります。くわしくは、交付目論見書本文「6 手続等の概要」の「(2) 換金（解約）手続等」をご参照下さい。

Q1.

いつ買付けができますか。

A.

原則としていつでもお買付けをお申込みいただけます。

なお、受益証券の取得日は、販売会社が取得申込金額のお払込みを確認する時刻により異なります。

- ① お買付申込受付日の正午以前に取得申込金額のお払込みが販売会社によって確認できた場合

お買付申込受付日が取得日となります。

ただし、お買付申込受付日の前日の基準価額が1万円を下回っているときは、販売会社は、お買付申込受付日が取得日となるお申込みには応じないものとしします。

- ② お買付申込受付日の正午を過ぎて取得申込金額のお払込みが販売会社によって確認できた場合

お買付申込受付日の翌営業日が取得日となります。

ただし、お買付申込受付日の翌営業日の前日の基準価額が1万円を下回ったときは、お買付申込受付日の翌営業日以降、最初に取得にかかる基準価額（営業日の前日の基準価額）が1万円となった計算日の翌営業日が取得日となります。

（注）お買付申込受付日は、委託会社の営業日とします。



Q2.

いくらから
買付けられますか。

A.

お買付けは、
1円以上1円単位です。



Q3.

申込手数料はどうなりますか。

A.

お買付時、ご換金時ともに
手数料はかかりません。

Q4.

収益の分配はありますか。

A.

毎日決算を行ない、原則として、信託
財産から生ずる利益の全額を分配し
ます。

収益分配金は、毎月1回、1か月分^(注)をまとめて最
終営業日に、税金を差引いたうえで、自動的に再投資
されます。ただし、当月の最終営業日の前日の基準価
額が1万円を下回った場合には、当月の最終営業日以
降、最初に取得にかかる基準価額（営業日の前日の基
準価額）が1万円になった計算日の翌営業日に再投資
いたします。

(注)「1か月分」とは、前月の最終営業日（その翌日以降に取得さ
れた場合については取得日）から当月の最終営業日の前日ま
での期間にかかる収益分配金の合計額をいいます。



Q5.

収益分配金および償還金
に対する税金はどうなりますか。

A.

収益分配金および償還時の
元本超過額には、所得税および
地方税（20%）が課されます。

当ファンドでは、少額貯蓄非課税制度（マル優制度）
のご利用が可能です。

（注1）少額貯蓄非課税制度（マル優制度）は、平成18年以降、障害
者等に該当する方のみを対象とする制度に変更されております。

（注2）少額貯蓄非課税制度（マル優制度）は、販売会社によっては、
ご利用になれない場合があります。

（注3）税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあ
ります。

Q6.

換金できますか。

A.

原則としていつでもご換金を
お申込みいただけます。



Q7.

換金時の手取り額などは
どうなりますか。

A.

解約代金のお支払日および解約価額は、
次のとおりです。

- ① ご解約のお申込みを販売会社が正午以前に受付けた
場合で、当日に解約代金の受取りを希望される場合

解約代金は、解約請求受付日からお支払いします。解
約価額は、解約請求受付日の前日の基準価額とします。

- ② ご解約のお申込みを販売会社が正午を過ぎて受付け
た場合、またはご解約のお申込みを販売会社が正午以
前に受付けた場合で、翌営業日に解約代金の受取りを
希望される場合

解約代金は、解約請求受付日の翌営業日からお支払
いします。解約価額は、解約請求受付日の翌営業日
の前日の基準価額とします。

別に定める積立投資約款にしたがう契約を解除される
場合には、解約金および解約請求受付日の翌営業日の
前日までに計上した再投資前の収益分配金を、解約請
求受付日の翌営業日からお支払いします。解約価額は、
解約請求受付日の翌営業日の前日の基準価額としま
す。

(注) 解約請求受付日は、委託会社の営業日とします。

<キャッシング（即日引出し）について>

正午を過ぎてご解約のお申込みを行なう場合、キャッシング（即日引
出し）をご利用になれます。ただし、販売会社によっては、ご利用に
なれない場合があります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。



Q8.

信託期間はいつまでですか。

A.

信託期間は、無期限です。

ただし、受益権の口数が 30 億口を下ることとなった場合等には、信託を終了させることがあります。



Q9.

償還金はどうなりますか。

A.

償還金は、信託終了日後 1 か月以内の委託会社の指定する日からお支払いいたします。

償還金には、所得税および地方税(元本超過額の 20%)が課されます。

(注) 税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

Q10.

受益証券は所有できますか。

A.

受益証券は、販売会社の保護預りとさせていただきます。

(注) ファンドの受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より、振替制度に移行する予定であり、委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。したがって、保護預りの形態はなくなります。くわしくは、冒頭の「投資信託振替制度への移行について(お知らせ)」および交付目論見書本文をご参照下さい。

Q11.

信託報酬などは
どうなっていますか。

A.

信託報酬の総額は、毎日、信託財産の元本額に年1%以内の率を乗じて得た額とし、信託財産でご負担いただきます。

(注) くわしくは、交付目論見書本文をご参照下さい。

監査報酬、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。

(注) 上記のほか、監査報酬に対する消費税等に相当する金額を信託財産でご負担いただきます。



Q12.

基準価額はどのように
計算されますか。

A.

基準価額とは、純資産総額（信託財産に属する資産を時価により評価して得た資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。）を、計算日における受益権口数で除した1万口当りの価額をいいます。



Q13.

基準価額を知ることができますか。

A.

基準価額は、販売会社または委託会社に
問合わせることで知ることができます。
また、委託会社のホームページで
ご覧になることもできます。



Q14.

運用の経過を知ることができますか。

A.

毎年 11 月の最終営業日から翌年 11 月の最終営業日の
前日までの期間を対象として、期間中の運用経過のほか
信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した
「運用報告書」を作成のうえ、あらかじめお申出いた
だいたご住所にお届けいたします。

有価証券届出書の内容
(訂正届出書の内容を含む。)
(交付目論見書本文)

提 出 先 関東財務局長 殿

提 出 日 平成 18 年 2 月 24 日提出
平成 18 年 8 月 25 日訂正

発 行 者 名 大和証券投資信託委託株式会社

代表者の役職氏名 取締役社長 樋口 三千人

本店の所在の場所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目 10 番 5 号

事務連絡者氏名 長谷川 英男

連絡場所 本店の所在の場所に同じ

電話番号 03-5695-2111

届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称：

ダイワMR F (マネー・リザーブ・ファンド)

届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額：

継続申込期間 (平成 18 年 2 月 25 日から平成 19 年 2 月 23 日まで)
200 兆円を上限とします。

縦覧に供する場所

該当ありません。

目 次

	頁
第一部 証券情報	1
第二部 ファンド情報	
第1 ファンドの状況	
1 ファンドの性格	5
2 投資方針	7
3 投資リスク	12
4 手数料等及び税金	14
5 運用状況	16
6 手続等の概要	20
7 管理及び運営の概要	21
第2 財務ハイライト情報	
1 貸借対照表	26
2 損益及び剰余金計算書	28
第3 内国投資信託受益証券事務の概要	29
第4 ファンドの詳細情報の項目	30

第一部 証券情報

(1) ファンドの名称

ダイワMR F (マネー・リザーブ・ファンド)

(2) 国内投資信託受益証券の形態等

追加型証券投資信託（契約型）の無記名式受益証券です。

平成 10 年 8 月 5 日に、ファンド格付けとして、A a a のファンド信用格付けとMR 1 + の市場リスク格付けを、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インクより取得しております。

ファンドの受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受ける予定であり、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 発行（売出）価額の総額

200 兆円を上限とします。

(4) 発行（売出）価格

- ① 取得申込受付日の正午以前に取得申込金額の払込みが販売会社によって確認できた場合
1 万口当り取得申込受付日の前日の基準価額とします。

ただし、この場合において、当該基準価額が 1 万円を下回っているときは、販売会社は、取得の申込みに応じないものとします。

- ② 取得申込受付日の正午を過ぎて取得申込金額の払込みが販売会社によって確認できた場合

1 万口当り取得申込受付日の翌営業日の前日の基準価額とします。

ただし、この場合において、当該基準価額が 1 万円を下回ったときは、当該取得申込受付日の翌営業日以降、最初に追加設定にかかる基準価額が 1 万円になった計算日の基準価額による取得の申込みとみなします。

（注）取得申込受付日は、委託会社の営業日とします。

基準価額は、販売会社または委託会社に問合わせるにより知ることができます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号 03-5643-5265（営業日の 9:00～17:00）

- ・委託会社のホームページ

アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

(5) 申込手数料

取得申込時の申込手数料はありません。

(6) 申込単位

1 円以上 1 円単位とします。

(7) 申込期間

平成 18 年 2 月 25 日から平成 19 年 2 月 23 日まで（継続申込期間）
（終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。）

(8) 申込取扱場所

委託会社にお問合わせ下さい。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）
電話番号 03-5643-5265（営業日の 9:00～17:00）
- ・委託会社のホームページ
アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

(9) 払込期日

受益証券の取得申込者は、後掲(12)②にしたがい取得申込金額を販売会社において支払うものとします。

販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の口座に払込みます。委託会社は、同日、各取得申込受付日にかかる発行価額の総額を、受託会社の当ファンドにかかる口座に払込みます。なお、ファンドの受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より投資信託振替制度（「振替制度」と称する場合があります。）に移行する予定であり、販売会社は振替受益権にかかる各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

(10) 払込取扱場所

受益証券の取得申込者は、取得申込金額を、申込取扱場所において支払うものとします。申込取扱場所については、前(8)をご参照下さい。

(11) 振替機関に関する事項

該当事項はありません。なお、ファンドの受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より振替制度に移行する予定であり、その場合の振替機関は下記のとおりです。

株式会社 証券保管振替機構

(12) その他

- ① 受益証券の取得申込者は、申込取扱場所において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。
- ② 受益証券の取得日は、取得の申込みと取得申込金額の払込みの時刻により異なります。

	取得申込受付日の正午以前に取得 申込金額の払込みが販売会社によ って確認できた場合	取得申込受付日の正午を過ぎて取 得申込金額の払込みが販売会社によ って確認できた場合
受益証券の取得日	取得申込受付日(注 1)	取得申込受付日の翌営業日(注 2)

(注 1) 取得申込受付日の前日の基準価額が 1 万円を下回っているときは、販売会社は、取得申込受付日が取得日となる申込みには応じないものとします。なお、取得申込受付日は、委託会社の営業日とします。

(注 2) 取得申込受付日の翌営業日の前日の基準価額が 1 万円を下回ったときは、当該取得申込受付日の翌営業日以降、最初に取得にかかる基準価額（営業日の前日の基準価額）が 1 万円となった計算日の翌営業日が取得日となります。

③ 当ファンドは、積立投資専用です。

イ. 取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。なお、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあり、この場合上記の契約または規定は、当該別の名称に読替えるものとします（以下同じ。）。

ロ. 当ファンドは、毎日決算を行ない、原則として、信託財産から生ずる利益の全額を収益分配金として計上します。収益分配金は、毎月1回、1か月分（注1）をまとめて最終営業日に、収益分配金に対する税金を差引いた上で、自動的に再投資され、受益者の取引口座に加えられます（注2）。（くわしくは積立投資約款をご覧ください。）

（注1）当該月の前月の最終営業日（その翌日以降に取得した場合については取得日）から当該月の最終営業日の前日までの期間にかかる収益分配金の合計額をいいます。

（注2）ただし、当該月の最終営業日の前日の基準価額が1万円を下回った場合には、当該月の最終営業日以降、最初に取得にかかる基準価額（営業日の前日の基準価額）が1万円になった計算日の翌営業日に、収益分配金に対する税金を差引いたうえで、自動的に再投資され、受益者の取引口座に加えられます。

ハ. 受益証券は、別に定める契約に基づいて、販売会社の保護預りとさせていただきます。

（注）ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替制度に移行する予定であり、受益証券は発行されず、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。したがって、保護預りの形態はなくなります。

④ <振替受益権について>

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、一部解約金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）

◆投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

◆振替制度に移行すると

- ・原則として受益証券を保有することはできなくなります。
- ・受益証券を発行しませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます。
- ・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。
- ・非課税などの税制優遇措置が平成20年1月以降も継続されます。

⑤ <既発行受益証券の振替受益権化について>

委託会社は、「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 7 管理及び運営の概要 (5) その他 ② 信託約款の変更」7.の手続きにより信託約款の変更を行なう予定であり、この信託約款の変更が成立した場合、受益者を代理してファンドの受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてファンドの平成18年12月29日現在のすべての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託会社は、受益者を代理して受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、販売会社に当該申請の手続きを委任すること

ができます。

- ⑥ 少額貯蓄非課税制度（マル優制度）の利用が可能です（ただし、販売会社によっては、ご利用になれない場合があります。）。

なお、同制度は、平成 18 年から、障害者等に対する少額貯蓄非課税制度に改組されております。

（注）税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

- ⑦ 取得申込金額に利息は付きません。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(1) ファンドの目的及び基本的性格

当ファンドは、追加型公社債投資信託であり、内外のコマーシャル・ペーパーおよび内外の公社債を中心に投資し、安定した収益の確保をめざして安定運用を行ないます。

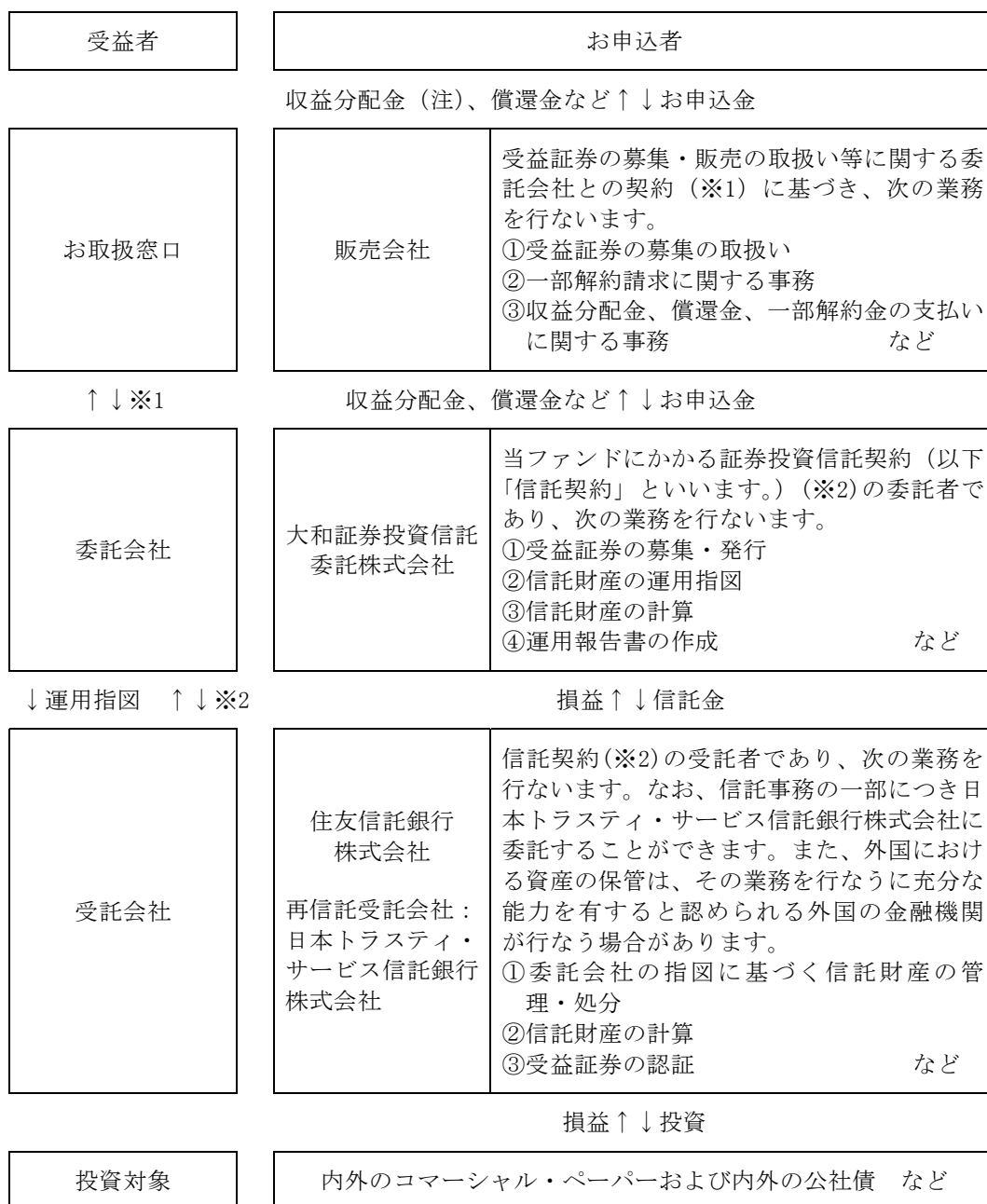
<信託金の限度額>

- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、5兆円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

<ファンドの特色>

1. 内外のコマーシャル・ペーパーおよび内外の公社債を中心に投資し、安定した収益の確保をめざして安定運用を行ないます。ただし、運用成果は実績に応じて変わりますので、元金が保証されているものではありません。また、あらかじめ一定の成果をお約束するものではありません。
2. 主として格付機関から上位の格付を得ている有価証券に投資し、安全性に配慮して運用します。
3. 為替リスクがともなう取引は行ないません。したがって、為替変動の影響は受けません。
4. 毎日決算を行ない、原則として、信託財産から生ずる利益の全額を分配します。
5. 原則としていつでもお買付け・ご換金をお申込みいただけます。

(2) ファンドの仕組み



（注）収益分配金は自動的に再投資されます。

※1：受益証券の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務の内容等が規定されています。

※2：「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項（運用方針、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等）が規定されています。

◎委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から収受します。また、販売会社には、委託会社から業務に対する代行手数料が支払われます。

＜委託会社の概況（平成 18 年 6 月末日現在）＞

- ・資本金 151 億 7,427 万 2,500 円
- ・沿革
 - 昭和34年12月12日 設立登記
 - 昭和35年 2月17日 「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
 - 昭和35年 4月 1日 営業開始
 - 昭和60年11月 8日 投資助言・情報提供業務に関する兼業承認を受ける。
 - 平成 7年 5月31日 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づき投資顧問業の登録を受ける。
 - 平成 7年 9月14日 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。
- ・大株主の状況

名 称	住 所	所有 株式数	比率
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区大手町二丁目 6 番 4 号	株 2,608,525	% 100.00

2 投資方針

(1) 投資方針

① 主要投資対象等

- イ. 内外のコマーシャル・ペーパーおよび内外の公社債を主要投資対象とします。
- ロ. 投資することができる有価証券は、(2)①に定める有価証券とします（当該有価証券のうち、わが国の国債証券および政府保証付債券以外の有価証券で、1 社以上の指定格付機関から第三位（A 格相当）以上の長期格付けまたは第二位（A－2 格相当）以上の短期格付けを受けているもの、もしくは格付けのない場合には委託会社が当該格付けと同等の信用度を有すると判断したものを、以下「適格有価証券」といいます。）。
- ハ. 外貨建資産への投資については、その取引において円貨で約定し円貨で決済するもの（為替リスクの生じないもの）に限るものとします。
- ニ. 投資することができる金融商品は、(2)②に定める金融商品とします（指定金銭信託を除き、当該金融商品（取引の相手方から担保金その他の資産の預託を受けているものを除きます。）のうち、適格有価証券の規定に準ずる範囲の金融商品を、以下「適格金融商品」といいます。）。

② 投資態度

- イ. 内外のコマーシャル・ペーパーおよび内外の公社債を中心に投資し、安定した収益の確保をはかります。
- ロ. 私募により発行された有価証券（短期社債等を除く）および取得時において償還金等が不確定な仕組債等（償還金額が指数等に連動するもの、償還金額または金利が為替に連動するもの、金利が長期金利に連動するもの、金利変動に対して逆相関するもの、レバレッジのかかっているもの等）への投資は行なわないものとします。

(2) 投資対象

- ① 委託会社は、信託金を、主として次の有価証券に投資することを指図します。ただし、私募により発行された有価証券（短期社債等を除く）に投資することを指図しません。
 1. 国債証券
 2. 地方債証券
 3. 特別の法律により法人の発行する債券
 4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券および新株予

約権付社債券を除きます。)

5. コマーシャル・ペーパー

6. 外国または外国法人の発行する証券で、前 1. から前 5. までの証券の性質を有するもの

7. 外国法人の発行する証券または証書で、銀行業を営む者その他の金銭の貸付けを業として行なう者の貸付債権を信託する信託の受益権またはこれに類する権利を表示するもの（以下「外国貸付債権信託受益証券」といいます。）

8. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

9. 銀行、信託会社その他政令で定める金融機関または主として住宅の取得に必要な長期資金の貸付けを業として行なう者の貸付債権を信託する信託の受益権および外国法人に対する権利で同様の権利の性質を有するもの（以下「貸付債権信託受益権」といいます。）

なお、前 1. から前 4. までの証券および前 6. の証券のうち前 1. から前 4. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

② 委託会社は、信託金を、前①に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託

3. コール・ローン

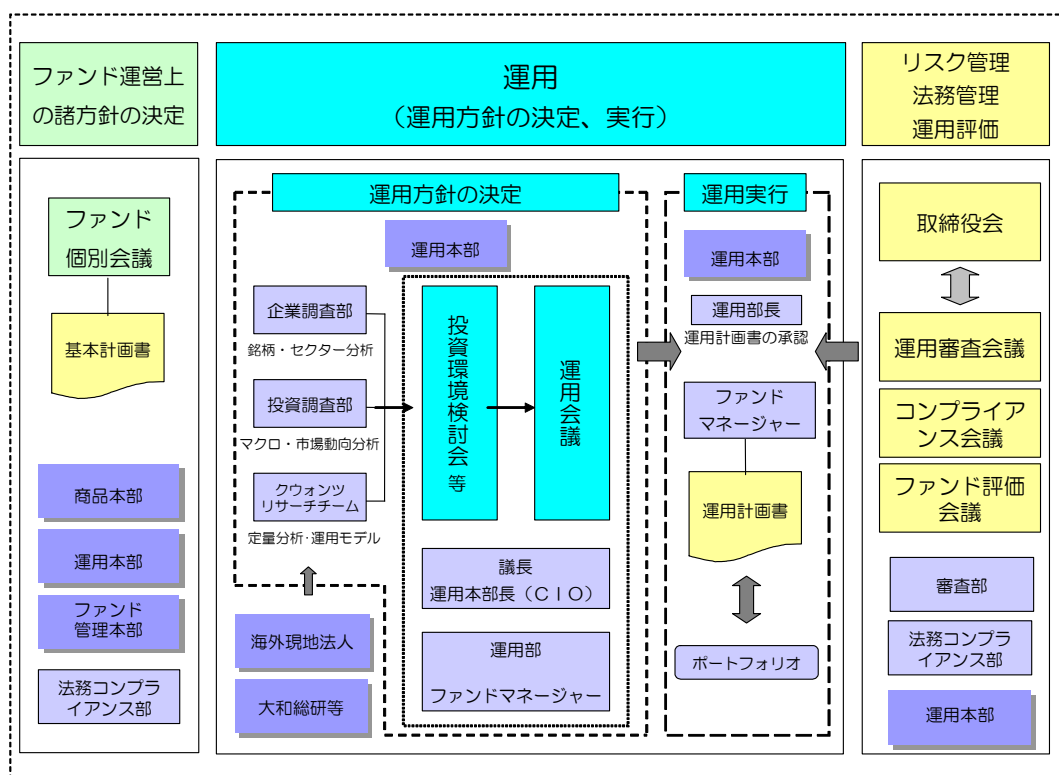
4. 手形割引市場において売買される手形

③ 前①の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前②1. から 4. までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 運用体制

① 運用体制

ファンドの運用体制は、以下のとおりとなっています。



② 運用方針の決定にかかる過程

運用方針は次の過程を経て決定しております。

イ. 基本計画書の策定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。

ロ. 投資環境の検討

運用最高責任者である運用本部長（ＣＩＯ）が議長となり、原則として月１回投資環境検討会を開催し、投資環境について検討します。

ハ. 基本的な運用方針の決定

ＣＩＯが議長となり、原則として月１回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ニ. 運用計画書の作成・承認

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

③ 職務権限

ファンド運用の意思決定機能を担う運用本部において、各職位の主たる職務権限は、社内規則によって、次のように定められています。

イ. 運用本部長（ＣＩＯ）

運用最高責任者として、次の職務を遂行します。

- ・ファンド運用に関する組織運営
- ・ファンドマネージャーの任命・変更
- ・運用会議の議長として、基本的な運用方針の決定
- ・各ファンドの分配政策の決定
- ・代表取締役に対する随時の的確な状況報告
- ・その他ファンドの運用に関する重要事項の決定

ロ. 運用副本部長

ＣＩＯを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ハ. 運用部長

ファンドマネージャーが策定する運用計画を承認します。

ニ. ファンドマネージャー

ファンドの運用計画を策定して、これに沿ってポートフォリオを構築します。

④ ファンド評価会議・運用審査会議・コンプライアンス会議

ファンド評価会議は、運用実績・運用リスクの状況について、分析・検討を行ない、運用部にフィードバックします。また、運用審査会議は、経営会議の分科会として、ファンドの運用実績を把握し評価するとともに、取締役会から権限を委任され、ファンドの運用リスク管理の状況についての報告を受けて、必要事項を審議・決定します。

さらに、運用が適切に行なわれたかについて、経営会議の分科会であるコンプライアンス会議において法令等の遵守状況に関する報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

(4) 分配方針

原則として、信託財産から生ずる利益の全額を毎日分配します。

すなわち、信託財産から生ずる利益（１. に掲げる収益等の合計額が 2. に掲げる経費等の合計額を超える場合の当該差額をいいます。）は、その全額を毎計算期末に当該日の受益者への収益分配金として信託財産に計上します。ただし、計算期末において損失（１. の合計額が 2. の合計額に満たない場合の当該差額をいいます。以下同じ。）を生じた場合は、当該損失額を繰越欠損金として次期に繰越すものとします。

1. 毎計算期間における利子またはこれに類する収益、貸付有価証券にかかる品貸料、売買・

償還等による利益、評価益、解約差益金およびその他の収益金

2. 毎計算期間における信託報酬、売買・償還等による損失、評価損、繰越欠損金補てん額およびその他費用

(5) 投資制限

① 適格有価証券に該当しない有価証券（信託約款）

わが国の国債証券および政府保証付債券以外の有価証券で、適格有価証券に該当しないものへの投資は行ないません。

② 適格金融商品に該当しない金融商品（信託約款）

指定金銭信託および取引の相手方から担保金その他の資産の預託を受けている金融商品以外の金融商品で、適格金融商品に該当しないものへの投資は行ないません。

③ 有価証券等の平均残存期間等（信託約款）

信託財産に組入れられた有価証券および金融商品（以下「有価証券等」といいます。）の平均残存期間（一有価証券等の残存期間に当該有価証券等の組入額を乗じて得た額の合計額を、計算日における有価証券等の組入額の合計額で除して求めた期間をいいます。）は90日を超えないものとします。

有価証券等については、当該取引の受渡日から償還日または満期日までの期間が1年を超えないように投資します。

公社債の借入れの取引期間については、1年を超えないものとします。

④ 有価証券取得時の約定日から受渡日までの期間（信託約款）

有価証券を取得する際における約定日から当該取得にかかる受渡日までの期間は、10営業日を超えないものとします。

⑤ 同一法人等が発行した第一種適格有価証券等（信託約款）

適格有価証券のうち、2社以上の指定格付機関から第二位（A A格相当）以上の長期格付けまたは最上位（A-1格相当）の短期格付けを受けているものもしくは格付けのない場合には委託会社が当該格付けと同等の信用度を有すると判断したもの（以下「第一種適格有価証券」といいます。）、または適格金融商品のうち、第一種適格有価証券と同等に位置付けられるもので、同一法人等が発行した有価証券等（同一法人等を相手方とするコール・ローン、預金等を含みます。⑥および⑦において同じ。）への投資は、これらの合計額が信託財産の純資産総額の5%以下とします。

なお、上記の組入制限には、借入れ債券を含むものとします。

⑥ 第二種適格有価証券等および同一法人等が発行した第二種適格有価証券等（信託約款）

適格有価証券のうち、第一種適格有価証券以外のもの（以下「第二種適格有価証券」といいます。）および適格金融商品のうち第二種適格有価証券と同等に位置付けられるものへの投資は、これらの合計額が信託財産の純資産総額の5%以下とします。また、この場合において、同一法人等が発行した有価証券等への投資は、これらの合計額が信託財産の純資産総額の1%以下とします。

なお、上記の組入制限には、借入れ債券を含むものとします。

⑦ 適格金融商品であるコール・ローンのうち取引期間が5営業日以内のものおよび同一法人等が発行した当該コール・ローン等（信託約款）

適格金融商品であるコール・ローンのうち、取引期間が5営業日以内のものによる運用については、前⑤および前⑥の規定を適用しません。同一法人等が発行した有価証券等で当該コール・ローンおよび前⑤または前⑥の適用を受ける有価証券等への投資は、これらの合計額が信託財産の純資産総額の25%以下とします。

⑧ 組入比率が限度を超えた場合の調整（信託約款）

前⑤、前⑥および前⑦に規定する組入比率にかかる制限については、やむを得ない事情により超えることとなった場合、その営業日を含め5営業日以内に所定の限度内になるよ

うに調整するものとします。

⑨ 有価証券の貸付け（信託約款）

イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債をロ. に定める範囲内で貸付けることの指図をすることができます。この場合において、取引先リスク（取引の相手方の契約不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）については、適格金融商品にかかる前(1)①の規定を準用します。

ロ. 前イ. の公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

ハ. 前ロ. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

ニ. 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

⑩ 公社債の借入れ（信託約款）

イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。この場合において、借入れができる公社債は、国債、政府保証付債券および適格有価証券とします。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

ロ. 前イ. の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ハ. 信託財産の一部解約等の事由により、前ロ. の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

ニ. 前イ. の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

⑪ 外貨建資産（信託約款）

（前(1)の①ハ. を参照）

⑫ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑬ 資金の借入れ（信託約款）

イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

ロ. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する金融商品の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、金融商品の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

ハ. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

ニ. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

3 投資リスク

(1) 価額変動リスク

当ファンドは、公社債など値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動し、投資元本を割込むことがあります。したがって、元金が保証されているものではありません。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

投資家のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

① 公社債の価格変動（価格変動リスク・信用リスク）

公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します（値動きの幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等により異なります。）。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合（債務不履行）、またはできなくなることが予想される場合には、大きく下落します（利息および償還金が支払われないこともあります。）。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

② その他

イ．解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

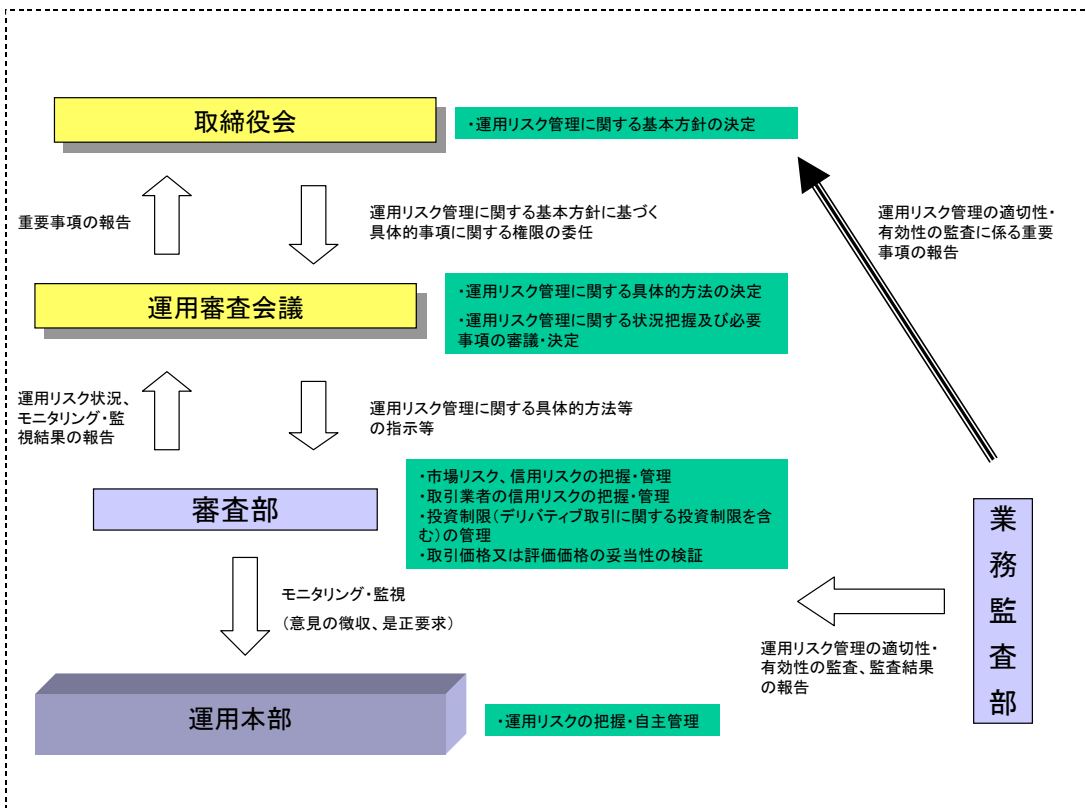
ロ．ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融商品で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります（信用リスク）。この場合、基準価額が下落する要因となります。

(2) 換金性が制限される場合

通常と異なる状況において、ご換金に制限を設ける場合があります。

証券取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の申込みの受付を中止することがあります。くわしくは、後掲の「換金（解約）手続等」をご参照下さい。

(3) リスク管理体制



4 手数料等及び税金

(1) 申込手数料

ありません。

(2) 換金（解約）手数料

ありません。

(3) 信託報酬等

① 信託報酬の総額は、信託元本の額に、年 1%以内の率で次に掲げる率（以下「信託報酬率」といいます。）を乗じて得た額とし、毎計算期末に計上します。信託報酬は、毎月の最終営業日または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

イ. 各週の最初の営業日（委託会社の営業日をいいます。以下同じ。）から翌週以降の最初の営業日の前日までの毎計算期にかかる信託報酬率は、当該各週の最初の営業日の前日までの7日間の元本1万口当りの収益分配金合計額の年換算収益分配率に0.06を乗じて得た率とします。ただし、当該率が年0.2%以下の場合には、年0.2%の率とします。

ロ. 前イ.の規定にかかわらず、当該信託の日々の基準価額算出に用いたコール・ローンのオーバーナイト物レート（以下「コール・レート」といいます。）が、0.4%未満の場合の信託報酬率は、当該コール・レートに0.5を乗じて得た率とします。

ハ. 前イ.および前ロ.の規定にかかわらず、前イ.または前ロ.の規定により算出された日々の信託報酬率が信託報酬控除前の運用収益率（元本1万口当りの信託報酬控除前の純資産価額の元本1万円に対する収益率の年率をいいます。）に0.5を乗じて得た率を超える場合には、日々の信託報酬率は、当該運用収益率に0.5を乗じて得た率以内の率（当該運用収益率がマイナスの場合は零とします。）とします。

② 信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分については、次のとおりです。

イ. 委託会社への配分

信託報酬の総額から販売会社および受託会社への配分を除いた額とし、毎計算期末に計上します。

ロ. 販売会社への配分

信託元本額に、(信託報酬率 $\times$ 0.73)の率を乗じて得た額とし、毎計算期末に計上します。

ハ. 受託会社への配分

信託元本額に応じて、次に掲げる率を乗じて得た額とし（積上げ計算）、毎計算期末に計上します。

信託元本額	率
1兆円未満の部分	信託報酬率 $\times$ 2.5 $\div$ 30 (ただし、年0.025%を上限とする。)
1兆円以上 2兆円未満の部分	信託報酬率 $\times$ 1.9 $\div$ 30 (ただし、年0.019%を上限とする。)
2兆円以上 3兆円未満の部分	信託報酬率 $\times$ 1.4 $\div$ 30 (ただし、年0.014%を上限とする。)
3兆円以上の部分	信託報酬率 $\times$ 1.0 $\div$ 30 (ただし、年0.010%を上限とする。)

ニ. 信託報酬の総額の算出にあたり前①のロ.またはハ.が適用される場合における各社への配分は、同イ.にしたがって算出した総額に関して前イ.から前ハ.により算出した当該各社への配分の割合を用いて按分します。

③ 前②の販売会社への配分は、販売会社の行なう業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から収受した後、販売会社に支払われます。なお、販売会社への配分に

は、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額が含まれています。

(4) その他の手数料等

- ① 信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。また、信託財産において有価証券の借入れを行なった場合、当該借入れにかかる品借料は信託財産中より支弁します。
- ② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息ならびに信託財産にかかる監査報酬および当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ③ 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。
- ④ 信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。

(5) 課税上の取扱い

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金および償還時の元本超過額については、20%（所得税 15%および地方税 5%）の税率による源泉分離課税が行なわれます。この源泉徴収で課税関係は完結し、確定申告の必要はありません。

＜マル優制度について＞

当ファンドでは、少額貯蓄非課税制度（マル優制度）の利用が可能です（ただし、販売会社によっては、ご利用になれない場合があります。）。少額貯蓄非課税制度（マル優制度）を利用した場合、一人につき元金 350 万円（すでにご利用の場合には、その金額を差引いた額）までの収益分配金および償還時の元本超過額に税金はかかりません。

なお、同制度は、平成 18 年から、障害者等に対する少額貯蓄非課税制度に改組されています。

（注）税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

5 運用状況

(1) 投資状況（平成 18 年 6 月 30 日現在）

投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
国債証券		468,924,414,566	35.57
	内 日本	468,924,414,566	35.57
特殊債券		35,875,229,262	2.72
	内 日本	35,875,229,262	2.72
社債券		39,605,236,768	3.00
	内 日本	39,605,236,768	3.00
その他有価証券		208,989,818,645	15.85
	内 日本	208,989,818,645	15.85
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		564,788,222,964	42.85
純資産総額		1,318,182,922,205	100.00

(注 1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注 2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 投資資産(平成 18 年 6 月 30 日現在)

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

(単位：円)

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	381 政府短期証券 日本	国債証券 —	94,800,000,000	99.99 94,799,393,885	99.99 94,799,393,885	— 06/07/03	7.19%
2	382 政府短期証券 日本	国債証券 —	75,300,000,000	99.99 75,297,214,882	99.99 75,297,214,882	— 06/07/10	5.71%
3	387 政府短期証券 日本	国債証券 —	49,400,000,000	99.98 49,390,305,233	99.98 49,390,305,233	— 06/08/07	3.75%
4	389 政府短期証券 日本	国債証券 —	44,900,000,000	99.95 44,878,950,896	99.95 44,878,950,896	— 06/08/21	3.40%
5	394割引短期国債 日本	国債証券 —	31,000,000,000	99.97 30,993,622,000	99.97 30,993,622,000	— 06/08/10	2.35%
6	392割引短期国債 日本	国債証券 —	30,710,000,000	99.99 30,709,149,564	99.99 30,709,149,564	— 06/07/10	2.33%
7	東日本旅客鉄道 CP 20060711 日本	その他有価 証券 —	30,000,000,000	99.99 29,998,816,498	99.99 29,998,816,498	— —	2.28%
8	385 政府短期証券 日本	国債証券 —	29,300,000,000	99.98 29,296,232,403	99.98 29,296,232,403	— 06/07/24	2.22%
9	386 政府短期証券 日本	国債証券 —	27,500,000,000	99.98 27,496,022,728	99.98 27,496,022,728	— 06/07/31	2.09%
10	384 政府短期証券 日本	国債証券 —	25,000,000,000	99.99 24,998,560,666	99.99 24,998,560,666	— 06/07/18	1.90%
11	400 割引短期国債 日本	国債証券 —	23,900,000,000	99.87 23,869,163,605	99.87 23,869,163,605	— 06/11/10	1.81%
12	398 割引短期国債 日本	国債証券 —	21,000,000,000	99.91 20,981,645,181	99.91 20,981,645,181	— 06/10/10	1.59%
13	みずほコーポ銀行 CP 20060706 日本	その他有価 証券 —	20,000,000,000	99.99 19,999,671,265	99.99 19,999,671,265	— —	1.52%

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
14	シャープ CP 20060724 日本	その他有価 証券 —	13,000,000,000	99.98 12,998,279,985	99.98 12,998,279,985	— —	0.99%
15	435 東京電力 日本	社債券 —	12,526,000,000	101.06 12,659,105,220	101.06 12,659,105,220	2.800000 06/11/29	0.96%
16	い624 利付興業債 日本	特殊債券 —	10,700,000,000	100.03 10,703,905,744	100.03 10,703,905,744	0.650000 06/07/27	0.81%
17	三菱商事 CP 20060705 日本	その他有価 証券 —	10,000,000,000	99.99 9,999,917,808	99.99 9,999,917,808	— —	0.76%
18	三菱商事 CP 20060707 日本	その他有価 証券 —	10,000,000,000	99.99 9,999,857,532	99.99 9,999,857,532	— —	0.76%
19	三菱商事 CP 20060710 日本	その他有価 証券 —	10,000,000,000	99.99 9,999,750,694	99.99 9,999,750,694	— —	0.76%
20	味の素 CP 20060710 日本	その他有価 証券 —	10,000,000,000	99.99 9,999,731,515	99.99 9,999,731,515	— —	0.76%
21	みずほ証券 CP 20060713 日本	その他有価 証券 —	10,000,000,000	99.99 9,999,712,333	99.99 9,999,712,333	— —	0.76%
22	三菱商事 CP 20060711 日本	その他有価 証券 —	10,000,000,000	99.99 9,999,671,248	99.99 9,999,671,248	— —	0.76%
23	三菱商事 CP 20060714 日本	その他有価 証券 —	10,000,000,000	99.99 9,999,608,243	99.99 9,999,608,243	— —	0.76%
24	三菱商事 CP 20060714 日本	その他有価 証券 —	10,000,000,000	99.99 9,999,563,041	99.99 9,999,563,041	— —	0.76%
25	シャープ CP 20060714 日本	その他有価 証券 —	10,000,000,000	99.99 9,999,502,770	99.99 9,999,502,770	— —	0.76%
26	みずほコーポ銀行 CP 20060714 日本	その他有価 証券 —	10,000,000,000	99.99 9,999,367,180	99.99 9,999,367,180	— —	0.76%
27	388 政府短期証券 日本	国債証券 —	10,000,000,000	99.97 9,997,750,000	99.97 9,997,750,000	— 06/08/14	0.76%
28	九州電力 CP 20060707 日本	その他有価 証券 —	8,000,000,000	99.99 7,999,877,260	99.99 7,999,877,260	— —	0.61%
29	3 トヨタファイナンス 日本	社債券 —	7,300,000,000	100.07 7,305,805,950	100.07 7,305,805,950	0.520000 06/09/20	0.55%
30	GEジャパンF CP 20060714 日本	その他有価 証券 —	6,000,000,000	99.99 5,999,665,506	99.99 5,999,665,506	— —	0.46%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
国債証券	35.57%
特殊債券	2.72%
社債券	3.00%
その他有価証券	15.85%
合計	57.15%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 運用実績

① 純資産の推移

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
設定時 (平成9年9月30日)	2,000,000,000	—	1.0000	—
第1特定期間末 (平成9年11月27日)	23,982,622,159	23,982,861,985	1.0000	1.0000
第2特定期間末 (平成10年5月28日)	95,043,621,220	95,044,476,612	1.0000	1.0000
第3特定期間末 (平成10年11月29日)	131,531,361,264	131,532,545,046	1.0000	1.0000
第4特定期間末 (平成11年5月30日)	218,977,583,931	218,978,021,886	1.0000	1.0000
第5特定期間末 (平成11年11月29日)	378,216,020,746	378,216,777,177	1.0000	1.0000
第6特定期間末 (平成12年5月30日)	396,576,637,323	396,577,033,899	1.0000	1.0000
第7特定期間末 (平成12年11月29日)	403,852,448,249	403,856,082,920	1.0000	1.0000
第8特定期間末 (平成13年5月30日)	580,997,147,405	580,997,728,401	1.0000	1.0000
第9特定期間末 (平成13年11月30日)	543,871,387,353	543,871,931,224	1.0000	1.0000
第10特定期間末 (平成14年5月31日)	637,479,021,143	637,479,021,143	1.0000	1.0000
第11特定期間末 (平成14年11月30日)	547,698,574,558	547,698,738,867	1.0000	1.0000
第12特定期間末 (平成15年5月31日)	613,258,734,223	613,259,163,503	1.0000	1.0000
第13特定期間末 (平成15年11月30日)	782,876,123,141	782,876,279,716	1.0000	1.0000

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第14特定期間末 (平成16年5月31日)	852,470,610,940	852,470,610,940	1.0000	1.0000
第15特定期間末 (平成16年11月30日)	877,441,188,190	877,441,451,422	1.0000	1.0000
第16特定期間末 (平成17年5月31日)	935,981,342,122	935,981,342,122	1.0000	1.0000
6月末日	1,090,036,774,944	1,090,036,774,944	1.0000	1.0000
7月末日	1,099,682,175,647	1,099,682,175,647	1.0000	1.0000
8月末日	1,215,284,631,055	1,215,284,631,055	1.0000	1.0000
9月末日	1,367,208,074,706	1,367,208,074,706	1.0000	1.0000
10月末日	1,345,404,190,664	1,345,404,190,664	1.0000	1.0000
第17特定期間末 (平成17年11月30日)	1,488,946,275,978	1,488,946,275,978	1.0000	1.0000
12月末日	1,602,707,055,293	1,602,707,055,293	1.0000	1.0000
平成18年1月末日	1,384,773,096,602	1,384,773,096,602	1.0000	1.0000
2月末日	1,395,582,024,529	1,395,582,024,529	1.0000	1.0000
3月末日	1,424,544,140,593	1,424,545,137,773	1.0000	1.0000
4月末日	1,474,451,843,628	1,474,452,875,744	1.0000	1.0000
第18特定期間末 (平成18年5月31日)	1,303,300,838,912	1,303,302,924,193	1.0000	1.0000
6月末日	1,318,182,922,205	1,318,185,294,934	1.0000	1.0000

(注) 各月末の数字は最終営業日のものです。

② 分配の推移

	1口当たり分配金(円)
第1特定期間	0.0004620
第2特定期間	0.0022730
第3特定期間	0.0015600
第4特定期間	0.0012060
第5特定期間	0.0002850
第6特定期間	0.0006180
第7特定期間	0.0007990
第8特定期間	0.0013110
第9特定期間	0.0001150
第10特定期間	0.0000740
第11特定期間	0.0000376
第12特定期間	0.0000404
第13特定期間	0.0000601
第14特定期間	0.0000503
第15特定期間	0.0000494
第16特定期間	0.0000350
第17特定期間	0.0000388
第18特定期間	0.0001027

③ 収益率の推移

	収益率(%)
第1特定期間	0.0
第2特定期間	0.2
第3特定期間	0.2
第4特定期間	0.1
第5特定期間	0.0
第6特定期間	0.1
第7特定期間	0.1
第8特定期間	0.1
第9特定期間	0.0
第10特定期間	0.0
第11特定期間	0.0
第12特定期間	0.0
第13特定期間	0.0
第14特定期間	0.0
第15特定期間	0.0
第16特定期間	0.0
第17特定期間	0.0
第18特定期間	0.0

6 手続等の概要

(1) 申込（販売）手続等

受益証券の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

当ファンドは、積立投資専用です。販売会社は、別に定める積立投資約款にしたがい契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ受益証券の取得申込者に対し、1口の整数倍をもって取得の申込みに応じることができます。

1万口当りの取得価額は、次に掲げる基準価額とします。ただし、取得申込金額を申込日の正午以前に受領しようとする場合において、申込日の前日の基準価額が1万円を下回っているときは、取得の申込みに応じないものとします。

イ. 販売会社が取得申込受付日の正午以前に取得申込金額の受領の確認をした場合には、取得申込受付日の前日の基準価額

ロ. 販売会社が取得申込受付日の正午を過ぎて取得申込金額の受領の確認をした場合には、取得申込受付日の翌営業日の前日の基準価額

（注）取得申込受付日は、委託会社の営業日とします。

前ロ.の場合において、当該基準価額が1万円を下回ったときは、当該取得の申込みは、前ロ.にかかわらず、取得申込受付日の翌営業日以降、最初に追加信託にかかる基準価額が1万円と同額になった計算日の基準価額による取得の申込みとみなします。

◆ ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受ける予定であり、受益権の帰属は、振替機関（株式会社 証券保管振替機構）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を申出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

(2) 換金（解約）手続等

<一部解約>

1. 受益者は、自己の有する受益証券について、委託会社に一部解約の実行の請求をすることができます。

2. 解約価額は、当該請求受付日の翌営業日の前日の基準価額とします。ただし、販売会社が受益者からの一部解約の実行の請求（受益者が別に定める契約を解除することにより、自己の有する受益証券の全部について行なう一部解約の実行の請求を除きます。）を正午以前に受付けた場合で、当該受益者が一部解約金の支払いを当該請求受付日に受けることを希望する場合における解約価額は、当該請求受付日の前日の基準価額とします。

（注）一部解約の請求受付日は、委託会社の営業日とします。

受益者は、解約価額を、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることが

できます。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）
電話番号 03-5643-5265（営業日の 9:00～17:00）

3. 受益者は、一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、受益証券をもって行なうものとします。
4. 委託会社は、証券取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止することができるものとします。一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は、前 2. のただし書きにかかる一部解約の実行の請求を除き、当該受付けを中止した日における受付中止以前に行なった一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該証券の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に販売会社が前 2. のただし書きにかかるものを除いた一部解約の実行の請求を受付けたものとして当該基準価額の計算日の翌営業日の前日の基準価額とします。
5. 一部解約金は、原則として、当該請求受付日の翌営業日から販売会社の営業所等において受益者に支払うものとします。
6. 前 5. にかかわらず、販売会社が受益者からの一部解約の実行の請求（受益者が別に定める契約を解除することにより、自己の有する受益証券の全部について行なう一部解約の実行の請求を除きます。）を正午以前に受付けた場合で、当該受益者が一部解約金の支払いを当該請求受付日に受けることを希望する場合には、販売会社は当該一部解約金を当該請求受付日に受益者に支払います。

＜キャッシング（即日引出し）について＞

受益者が正午を過ぎて一部解約の実行の請求を行なう場合、別に定める契約に基づく諸手続きにより、キャッシング（即日引出し）を利用することができます（ただし、販売会社によってはご利用になれない場合があります。）。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。

- ◆ ファンドの受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より振替制度に移行する予定であり、一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

平成 19 年 1 月 4 日以降の換金にかかる換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成 19 年 1 月 4 日以降に換金代金が受益者に支払われることとなる換金の請求で、平成 19 年 1 月 4 日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

平成 18 年 12 月 29 日時点での保護預りをご利用の方の受益証券は、原則として一括してすべて振替受益権へ移行します。

7 管理及び運営の概要

(1) 資産の評価

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した 1 万口当りの価額をいいます。

純資産総額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価（注）により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

(注) 主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・内外の商業・ペーパーおよび内外の公社債：原則として、次に掲げるいずれかの価額で評価します。
 1. 日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）
 2. 証券会社、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）
 3. 価格情報会社の提供する価額

基準価額は、原則として、毎日計算されます。

基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）
電話番号 03-5643-5265（営業日の 9:00～17:00）
- ・委託会社のホームページ
アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

一部解約金（解約価額に当該解約口数を乗じて得た額。）が当該一部解約にかかる元本を下回った場合は、当該差額を解約差益金として処理します。なお、追加信託金にあっては、全額を元本として処理するものとします。

(2) 保管

受益者は、別に定める契約に基づいて、受益証券を販売会社に保管（保護預り）させるものとします。販売会社は、受益証券の混蔵保管および返還請求等の取扱いについては、別に定める契約によるものとします。

ファンドの受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より、振替制度に移行する予定であり、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はなくなります。

(3) 信託期間

無期限とします。ただし、(5)①により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 計算期間

信託期間中の各 1 日とします。

(5) その他

① 信託の終了

1. 委託会社は、受益権の口数が 30 億口を下ることとなった場合もしくは信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、前 1. の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 前 2. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前 3. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の 2 分の 1 を超えるときは、前 1. の信託契約の解約をしません。

5. 委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
6. 前 3. から前 5. までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前 3. の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。
7. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
8. 委託会社が監督官庁より認可の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託業者に引継ぐことを命じたときは、②の 4. に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託会社との間において存続します。
9. 受託会社がその任務を辞任する場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 信託約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、前 1. の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
3. 前 2. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前 3. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の 2 分の 1 を超えるときは、前 1. の信託約款の変更をしません。
5. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前 1. から前 5. までの規定にしたがいます。
7. 委託会社は、委託会社が受益者を代理して受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして前 2. の規定にしたがいます。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託会社に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、前 2. の書面の交付を原則として行ないません。

③ 反対者の買取請求権

前①の 1. から 6. までの規定にしたがい信託契約の解約を行なう場合または前②の規定にしたがい信託約款の変更を行なう場合において、前①の 3. または前②の 3. の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

④ 運用報告書

委託会社は、毎年 11 月の最終営業日から翌年 11 月の最終営業日の前日までの期間を対象として、期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。

⑤ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑥ 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益証券の募集・販売の取扱い等に関する契約は、期間満了の1か月（または3か月）前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思の表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

(6) 受益者の権利等

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益証券取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益者の有する主な権利の内容、その行使の方法等は、次のとおりです。

① 収益分配金にかかる請求権

イ. 受益者は、収益分配金（分配金額は、委託会社が決定します。）を持分に応じて請求する権利を有します。

ロ. 委託会社は、原則として、前月の最終営業日から当月の最終営業日の前日までの各計算期間にかかる収益分配金を、当月の最終営業日に販売会社に交付します。

販売会社は、別に定める契約に基づき、各受益者（保有していた受益証券より発生した収益分配金のみを保有する者を含みます。以下①において同じ。）ごとに収益分配金の再投資にかかる受益証券の取得の申込みに応じたものとします。なお、この場合における1万口当りの取得価額は、当月の最終営業日の前日の基準価額とします。ただし、販売会社は、当月の最終営業日の前日の基準価額が、1万円を下回ったときには、当該取得の申込みを、当月の最終営業日以降、最初に、追加信託にかかる基準価額が1万円と同額になった計算日の基準価額による取得の申込みとみなします。

ハ. 販売会社と別に定める契約を結んだ受益者が、当該別に定める契約を解除する場合において、当該受益者が保有する収益分配金があるときは、前ロ. にかかわらず、その際に受益者に支払います。この場合、収益分配金は、原則として、当該請求受付日の翌営業日から販売会社の営業所等において受益者に支払うものとします。

ニ. 信託終了時において受益者が保有する収益分配金があるときは、前ロ. にかかわらず、その際に受益者に支払います。この場合、収益分配金は、信託終了日後1か月以内の委託会社の指定する日から販売会社の営業所等において受益者に支払うものとします。

② 償還金にかかる請求権

イ. 受益者は、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分に応じて請求する権利を有します。

ロ. 償還金は、信託終了日後1か月以内の委託会社の指定する日から販売会社の営業所等において受益者に支払うものとします。

③ 換金請求権

受益者は、保有する受益証券を換金する権利を有します。権利行使の方法等については、「6 手続等の概要」をご参照下さい。

（注）ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、その場合の分配金は、別に定める契約に基づいて税金を差引いた後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、

平成 19 年 1 月 4 日以降に換金代金が受益者に支払われることとなる換金の請求で、平成 19 年 1 月 4 日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

第2 財務ハイライト情報

本項の記載事項は、「ファンドの詳細情報」に記載の「財務諸表」（当該「財務諸表」については、中央青山監査法人により監査証明を受けており、当該監査証明にかかる監査報告書は、当該「財務諸表」の箇所に添付しております。）から抜粋して記載したものです。

ダイワMRF（マネー・リザーブ・ファンド）

1 貸借対照表

区 分	前 期 平成 17 年 11 月 30 日現在	当 期 平成 18 年 5 月 31 日現在
	金 額（百万円）	金 額（百万円）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	0	0
コール・ローン	230,458	127,662
国債証券	601,089	582,691
特殊債券	128,730	49,093
社債券	69,611	53,933
その他有価証券	226,497	50,996
現先取引勘定	299,998	329,958
未収入金	22,102	3,894
未収利息	309	183
前払費用	193	33
その他未収収益	—	0
差入保証金	—	120,053
流動資産合計	1,578,992	1,318,502
資産合計	1,578,992	1,318,502
負債の部		
流動負債		
未払金	90,045	15,198
未払収益分配金	—	2
未払受託者報酬	—	0
未払委託者報酬	0	0
その他未払費用	—	0
流動負債合計	90,045	15,201
負債合計	90,045	15,201
純資産の部		
元本等		
元本	1,488,946	1,303,300
剰余金		
期末剰余金	0	0
剰余金合計	0	0

元本等合計	—	1,303,300
純資産合計	1,488,946	1,303,300
負債・純資産合計	1,578,992	1,318,502

2 損益及び剰余金計算書

区 分	前 期 自 平成 17 年 6 月 1 日 至 平成 17 年 11 月 30 日	当 期 自 平成 17 年 12 月 1 日 至 平成 18 年 5 月 31 日
	金 額 (百万円)	金 額 (百万円)
経常損益の部		
営業損益の部		
営業収益		
受取利息	829	1,017
有価証券売買等損益	△779	△864
その他収益	0	11
営業収益合計	50	164
営業費用		
受託者報酬	0	0
委託者報酬	3	9
その他費用	1	3
営業費用合計	4	13
営業利益	46	—
営業利益金額	—	151
経常利益	46	—
経常利益金額	—	151
当期純利益	46	—
当期純利益金額	—	151
期首剰余金	0	0
分配金	46	151
期末剰余金	0	0

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	前 期 自 平成 17 年 6 月 1 日 至 平成 17 年 11 月 30 日	当 期 自 平成 17 年 12 月 1 日 至 平成 18 年 5 月 31 日
有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、特殊債券、社債券及び びその他有価証券 個別法に基づき時価で評価して おります。 時価評価にあたっては、証券会 社、銀行等の提示する価額（但 し、売気配相場は使用しない）、 価格情報会社の提供する価額又 は日本証券業協会発表の売買参 考統計値（平均値）等で評価し ております。	国債証券、特殊債券、社債券及 びその他有価証券 同左

第3 国内投資信託受益証券事務の概要

(1) 名義書換えの手続き等

当ファンドの受益証券は、無記名式です。

当ファンドの受益証券は、別に定める契約に基づいて大券をもって混蔵保管されるため、委託会社は受益者の請求に基づく記名式の受益証券への変更を行いません。

したがって、該当事項はありません。

(2) 受益者名簿

作成しません。

(3) 受益者に対する特典

ありません。

(4) 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

(5) 受益証券の再発行

委託会社は、受益証券を喪失した受益者が、委託会社の定める手続きによって公示催告による除権判決の謄本を添え再交付を請求したときは、受益証券を再交付します。

また、受益証券を毀損または汚染した受益者が、受益証券を添え、委託会社の定める手続きによって再交付を請求したときは、委託会社は、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、喪失の場合の規定を準用します。

受益証券を再交付するときは、委託会社は受益者に対して実費を請求することができます。

(注) ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替受益権となる予定であり、委託会社は、受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

◆ 受益権の譲渡

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

◆ 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

◆ 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託会社と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

◆ 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

◆ 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第4 ファンドの詳細情報の項目

第1 ファンドの沿革

第2 手続等

- 1 申込（販売）手続等
- 2 換金（解約）手続等

第3 管理及び運営

- 1 資産管理等の概要
 - (1) 資産の評価
 - (2) 保管
 - (3) 信託期間
 - (4) 計算期間
 - (5) その他

- 2 受益者の権利等

第4 ファンドの経理状況

1 財務諸表

- (1) 貸借対照表
- (2) 損益及び剰余金計算書
- (3) 注記表
- (4) 附属明細表

2 ファンドの現況

純資産額計算書 平成 年 月 日

- I 資産総額
- II 負債総額
- III 純資産総額（I－II）
- IV 発行済数量
- V 1単位当たり純資産額（III／IV）

第5 設定及び解約の実績

追加型証券投資信託

(ダイワMRF (マネー・リザーブ・ファンド))

約 款

大和証券投資信託委託株式会社

運用の基本方針

約款第16条に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、内外のコマーシャル・ペーパーおよび内外の公社債を中心に投資し、安定した収益の確保をめざして安定運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

- ① 内外のコマーシャル・ペーパーおよび内外の公社債を主要投資対象とします。
- ② 投資することができる有価証券は、約款第15条第1項に定める有価証券とします（同項に定める有価証券のうち、わが国の国債証券および政府保証付債券以外の有価証券で、1社以上の指定格付機関から第三位（A格相当）以上の長期格付または第二位（A－2格相当）以上の短期格付を受けているもの、もしくは格付のない場合には委託者が当該格付と同等の信用度を有すると判断したものを、以下「適格有価証券」といいます。）。
- ③ 外貨建資産への投資については、その取引において円貨で約定し円貨で決済するもの（為替リスクの生じないもの）に限るものとします。
- ④ 投資することができる金融商品は、約款第15条第2項に定める金融商品とします（指定金銭信託を除き、同項に定める金融商品（取引の相手方から担保金その他の資産の預託を受けているものを除きます。）のうち、適格有価証券の規定に準ずる範囲の金融商品を、以下「適格金融商品」といいます。）。

(2) 投資態度

- ① 内外のコマーシャル・ペーパーおよび内外の公社債を中心に投資し、安定した収益の確保をはかります。
- ② 私募により発行された有価証券（短期社債等を除く）および取得時において償還金等が不確定な仕組債等（償還金額が指数等に連動するもの、償還金額または金利が為替に連動するもの、金利が長期金利に連動するもの、金利変動に対して逆相関するもの、レバレッジのかかっているもの等）への投資は行なわないものとします。

(3) 運用制限

- ① わが国の国債証券および政府保証付債券以外の有価証券で、適格有価証券に該当しないものへの投資は行ないません。
- ② 指定金銭信託および取引の相手方から担保金その他の資産の預託を受けている金融商品以外の金融商品で、適格金融商品に該当しないものへの投資は行ないません。
- ③ 信託財産に組入れられた有価証券および金融商品（以下「有価証券等」といいます。）の平均残存期間（一有価証券等の残存期間に当該有価証券等の組入れ額を乗じて得た額の合計額を、計算日における有価証券等の組入れ額の合計額で除して求めた期間をいいます。）は90日を超えないものとします。

有価証券等については、当該取引の受渡日から償還日または満期日までの期間が1年を超えないように投資します。

約款第17条の2の規定にかかる公社債の借入れの取引期間については、1年を超えないものとします。

- ④ 有価証券を取得する際における約定日から当該取得にかかる受渡日までの期間は、10営業日を超えないものとします。
- ⑤ 適格有価証券のうち、2社以上の指定格付機関から第二位（AA格相当）以上の長期格付または最上位（A－1格相当）の短期格付を受けているものもしくは格付のない場合には委託者が当該格付と同等の信用度を有すると判断したもの（以下「第一種適格有価証券」といいます。）、または適格金融商品のうち、第一種適格有価証券と同等に位置付けられるもので、同一法人等が発行した有価証券等（同一法人等を相手方とするコール・ローン、預金等を含む。下記⑥および⑧において同じ。）への投資は、これらの合計額が信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥ 適格有価証券のうち、第一種適格有価証券以外のもの（以下「第二種適格有価証券」といいます。）および適格金融商品のうち第二種適格有価証券と同等に位置付けられるものへの投資は、これらの合計額が信託財産の純資産総額の5%以下とします。また、この場合において、同一法

人等が発行した有価証券等への投資は、これらの合計額が信託財産の純資産総額の1%以下とします。

- ⑦ 上記⑤および⑥の組入制限には、約款第17条の2の規定による借入れ債券を含むものとします。
- ⑧ 適格金融商品であるコール・ローンのうち、取引期間が5営業日以内のものによる運用については、上記⑤および⑥の規定を適用しません。同一法人等が発行した有価証券等で当該コール・ローンおよび上記⑤または⑥の適用を受ける有価証券等への投資は、これらの合計額が信託財産の純資産総額の25%以下とします。
- ⑨ 上記⑤、⑥、⑦および⑧に規定する組入比率にかかる制限については、やむを得ない事情により超えることとなった場合、その営業日を含め5営業日以内に所定の限度内になるように調整するものとします。
- ⑩ 有価証券の貸付けは、約款第17条の範囲で行ないます。この場合において、取引先リスク（取引の相手方の契約不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）については、適格金融商品にかかる上記「運用方法(1)投資対象」の規定を準用します。
- ⑪ 公社債の借入れは、約款第17条の2に従って行ないます。この場合において、借入れができる公社債は、国債、政府保証付債券および適格有価証券とします。

3. 収益分配方針

原則として、信託財産から生ずる利益の全額を毎日分配します。

追加型証券投資信託
(ダイワMR F (マネー・リザーブ・ファンド))
約 款

(信託の種類、委託者および受託者)

第 1条 この信託は、証券投資信託であり、大和証券投資信託委託株式会社を委託者とし、住友信託銀行株式会社を受託者とします。

(信託事務の委託)

第 1条の2 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

(信託の目的および金額)

第 2条 委託者は、金20億円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第 3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5兆円を限度として信託金を追加することができるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付するものとします。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 4条 この信託の期間は、この契約締結の日から第40条第1項、第41条第1項、第42条第1項および第44条第2項の規定による信託終了の日までとします。

(受益証券の取得申込の勧誘の種類)

第 4条の2 この信託にかかる受益証券の取得申込の勧誘は、証券取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第13項で定める公募により行なわれます。

(当初の受益者)

第 5条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益証券取得申込者とし、第6条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割)

第 6条 委託者は、第2条に規定する信託によって生じた受益権を20億口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

(追加信託金および基準価額の計算方法)

第 7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② 追加信託は、原則として追加信託を行なう日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額と同額の場合に、これを行なうことができます。

③ この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第17条の2に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第 8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類)

第 9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する無記名式の受益証券を発行します。

② 前項の規定により発行された受益証券は、別に定める積立投資約款に従って取得申込者が結んだ契約（以下「別に定める契約」といいます。）の規定に基づいて大券をもって混蔵保管されるため、委託者は受益者の請求に基づく記名式の受益証券への変更を行ないません。

③ 委託者は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券を発行します。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(受益証券の取得単位および価額)

第11条 委託者の指定する証券会社（証券取引法第2条第9項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第2条第2号に規定する外国証券会社を含みます。）および登録金融機関（証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいいます。）（以下総称して「指定販売会社」といいます。）は、この信託契約締結日の翌営業日以降、別に定める契約を結んだ取得申込者に対し、1口の整数倍をもって第9条の規定により発行される受益証券の取得の申込に応じることができるものとします。なお、この場合における1口あたりの取得価額は、次に掲げる基準価額とします。ただし、取得申込金を申込日の午後零時以前に受領しようとする場合において、申込日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額を下回っているときは、取得の申込に応じないものとします。

1. 指定販売会社が取得申込受付日の午後零時以前に取得申込金の受領の確認をした場合
……取得申込受付日の前日の基準価額
2. 指定販売会社が取得申込受付日の午後零時を過ぎて取得申込金の受領の確認をした場合
……取得申込受付日の翌営業日の前日の基準価額

② 前項第2号の場合において、当該基準価額が当初設定時の1口の元本価額を下回ったときは、当該取得の申込は、同号の規定にかかわらず、取得申込受付日の翌営業日以降、最初に追加信託にかかる基準価額が当初設定時の1口の元本価額と同額になった計算日の基準価額による取得の申込とみなします。

(受益証券の再交付)

第12条 委託者は、受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続きによって公示催告による除権判決の謄本を添え再交付を請求したときは、受益証券を再交付します。

(受益証券を毀損した場合等の再交付)

第13条 委託者は、受益証券を毀損または汚染した受益者が、委託者の定める手続きによって受益証券を添え再交付を請求したときは、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、前条の規定を準用します。

(受益証券の再交付の費用)

第14条 委託者は、受益証券を再交付するときは、当該受益者に対して実費を請求することができます。

(運用の指図範囲)

第15条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券に投資することを指図します。ただし、私募により発行された有価証券（短期社債等を除く）に投資することを指図しません。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券および新株予約権付社債券を除きます。）
5. コマーシャル・ペーパー
6. 外国または外国法人の発行する証券で、前各号の証券の性質を有するもの
7. 外国法人の発行する証券または証書で、銀行業を営む者その他の金銭の貸付けを業として行なう者の貸付債権を信託する信託の受益権またはこれに類する権利を表示するもの（以下「外国貸付債権信託受益証券」といいます。）
8. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
9. 銀行、信託会社その他政令で定める金融機関または主として住宅の取得に必要な長期資金の貸付けを業として行なう者の貸付債権を信託する信託の受益権および外国法人に対する権利で同様の権利の性質を有するもの（以下「貸付債権信託受益権」といいます。）

なお、第1号から第4号までの証券および第6号の証券のうち第1号から第4号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項第1号から第4号までに掲げる金

融商品により運用することの指図ができます。

(運用の基本方針)

第16条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行ないます。

(有価証券の貸付けの指図および範囲)

第17条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を第2項に定める範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

② 前項の公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

③ 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

④ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(公社債の借入れ)

第17条の2 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第18条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(保管業務の委任)

第19条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(有価証券の保管)

第19条の2 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第20条 金融機関または証券会社から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

第21条 (削 除)

(信託財産の表示および記載の省略)

第22条 信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

(有価証券売却等の指図)

第23条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第24条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信

託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する金融商品の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、金融商品の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第26条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第27条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第28条 この信託の計算期間は、信託期間中の各1日とします。

(信託財産に関する報告)

第29条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第30条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息ならびに信託財産にかかる監査報酬および当該監査報酬にかかる消費税および地方消費税に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

(信託報酬の総額および支弁の時期)

第31条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、信託元本の額に、年10,000分の100以内の率で次に掲げる率（以下「信託報酬率」といいます。）を乗じて得た額とし、毎計算期末に計上します。

1. 各週の最初の営業日（委託者の営業日をいいます。以下同じ。）から翌週以降の最初の営業日の前日までの毎計算期にかかる信託報酬率は、当該各週の最初の営業日の前日までの7日間の元本1万口あたりの収益分配金合計額の年換算収益分配率に100分の6を乗じて得た率とします。ただし、当該率が年10,000分の20以下の場合には、年10,000分の20の率とします。
2. 前号の規定にかかわらず、当該信託の日々の基準価額算出に用いたコール・ローンのオーバーナイト物レート（以下「コール・レート」といいます。）が、0.4%未満の場合の信託報酬率は、当該コール・レートに0.5を乗じて得た率とします。
3. 前各号の規定にかかわらず、前各号の規定により算出された日々の信託報酬率が信託報酬控除前の運用収益率(*)に0.5を乗じて得た率を超える場合には、日々の信託報酬率は、当該運用収益率に0.5を乗じて得た率以内の率（当該運用収益率がマイナスの場合は零とします。）とします。

(*) 信託報酬控除前の運用収益率とは、元本1万口あたりの信託報酬控除前の純資産価額の元本1万円に対する収益率の年率とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎月の最終営業日または信託終了のとき信託財産中から支弁し、委託者および受託者間の配分は別に定めます。

(収益の分配)

第32条 信託財産から生ずる利益（第1号に掲げる収益等の合計額が第2号に掲げる経費等の合計額を超える場合の当該差額をいいます）は、その全額を毎計算期末に当該日の受益者への収益分配金と

して信託財産に計上します。ただし、計算期末において損失（第1号の合計額が第2号の合計額に満たない場合の当該差額をいいます。以下同じ。）を生じた場合は、当該損失額を繰越欠損金として次期に繰越すものとします。

1. 毎計算期間における利子またはこれに類する収益、貸付有価証券にかかる品貸料、売買・償還等による利益、評価益、解約差益金およびその他の収益金
2. 毎計算期間における信託報酬、売買・償還等による損失、評価損、繰越欠損金補てん額およびその他費用

（一部解約金および追加信託金の計理処理）

第33条 信託の一部解約金（第39条第2項の一部解約の価額に当該解約口数を乗じて得た額。以下「一部解約金」といいます。）が当該一部解約にかかる元本を下回った場合は、当該差額を解約差益金として処理します。なお、追加信託金にあっては、全額を元本として処理するものとします。

（収益分配金の再投資）

第34条 委託者は、原則として、前月の最終営業日（この信託契約締結日を含む月については当該契約締結日）から当月の最終営業日の前日までの各計算期間にかかる収益分配金を、当月の最終営業日に指定販売会社に交付します。

- ② 指定販売会社は、別に定める契約に基づき、各受益者（保有していた受益証券より発生した収益分配金のみを保有する者を含みます。以下本条、第36条、第37条および第38条において同じ。）ごとに前項の収益分配金の再投資にかかる受益証券の取得の申込に応じたものとします。なお、この場合における1口あたりの取得価額は、当月の最終営業日の前日の基準価額とします。
- ③ 前項の規定にかかわらず、指定販売会社は、当月の最終営業日の前日の基準価額が、当初設定時の1口の元本価額を下回ったときには、当該取得の申込を、当月の最終営業日以降、最初に、追加信託にかかる基準価額が当初設定時の1口の元本価額と同額になった計算日の基準価額による取得の申込とみなします。
- ④ 指定販売会社と別に定める契約を結んだ受益者が、当該別に定める契約を解除する場合において、当該受益者が保有する収益分配金があるときは、あるいは信託終了時において受益者が保有する収益分配金があるときは、第1項および第2項の規定にかかわらず、その際に受益者に支払います。

（混蔵保管および返還請求の取扱い）

第35条 指定販売会社は、当該指定販売会社の募集にかかる第9条の規定により発行される受益証券の混蔵保管および返還請求等の取扱いについては、別に定める契約によるものとします。

（一部解約金、収益分配金および償還金の支払い）

第36条 一部解約金および第34条第4項の規定に基づき別に定める契約の解除にかかる受益者に支払うべき収益分配金は、原則として、当該請求受付日の翌営業日から指定販売会社の営業所において受益者に支払うものとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、指定販売会社が受益者からの一部解約の実行の請求（受益者が別に定める契約を解除することにより、自己の有する受益証券の全部について行なう一部解約の実行の請求を除きます。）を午後零時以前に受け付けた場合で、当該受益者が一部解約金の支払いを当該請求受付日に受けることを希望する場合には、指定販売会社は当該一部解約金を当該請求受付日に受益者に支払います。
- ③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した金額をいいます。以下同じ。）および第34条第4項の規定に基づき信託終了時において受益者に支払うべき収益分配金は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から指定販売会社の営業所において受益者に支払うものとします。

（収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第37条 受託者は、第34条第1項に規定する収益分配金については、原則として同条第1項中の当月の最終営業日に、第36条第1項および第2項に規定する一部解約金ならびに第34条第4項の規定に基づき別に定める契約の解除にかかる受益者に支払うべき収益分配金については、指定販売会社が受益者に支払いを行なう日に、第36条第3項に規定する償還金および第34条第4項の規定により信託終了時において受益者に支払うべき収益分配金については、第36条第3項中の支払開始日前に、委託者に交付します。

- ② 前項の規定により委託者に収益分配金、一部解約金および償還金を交付した後は、受託者は受益者に対する支払いにつきその責に任じないものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第38条 受益者が、第36条第1項および第3項に規定する収益分配金について当該各条項に規定する支払

開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに第40条第1項、第41条第1項、第42条第1項および第44条第2項に規定する信託終了による償還金について、第36条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失ない、委託者が受託者より交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託契約の一部解約)

第39条 受益者は、自己の有する受益証券について、委託者に一部解約の実行の請求をすることができません。

- ② 委託者は、前項の請求があった場合には、この信託契約の一部を解約します。この場合における一部解約の価額は、当該請求受付日の翌営業日の前日の基準価額とします。ただし、第36条第2項の規定に基づいて指定販売会社が受益者からの一部解約の実行の請求（受益者が別に定める契約を解除することにより、自己の有する受益証券の全部について行なう一部解約の実行の請求を除きます。）を午後零時以前に受け付けた場合で、当該受益者が一部解約金の支払いを当該請求受付日に受けることを希望する場合における一部解約の価額は、当該請求受付日の前日の基準価額とします。
- ③ 受益者は、第1項の請求をするときは、指定販売会社に対し、受益証券をもって行なうものとします。
- ④ 委託者は、証券取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による請求の受け付けを中止することができるものとします。
- ⑤ 前項により、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は、当該受け付けを中止した日における受け付け中止以前に行なった一部解約の実行の請求で、かつ第36条第2項の規定に基づかない場合の請求については、その請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該証券の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に指定販売会社が第35条第2項の規定に基づかない一部解約の実行の請求を受け付けたものとして当該基準価額の計算日の翌営業日の前日の基準価額とします。

(信託契約の解約)

第40条 委託者は、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合もしくはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第41条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第45条の規定に従います。

(委託者の認可取消等に伴う取扱い)

第42条 委託者が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第45条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第43条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任に伴う取扱い)

第44条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、第45条の規定に従い、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第45条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えたときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第45条の2 第40条の規定に従い信託契約の解約を行なう場合または前条の規定に従い信託約款の変更を行なう場合において、第40条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(公告)

第46条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第47条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めるものとします。

(付 則)

第 1条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定めます（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。当該振替受益権は、受益証券とみなされ、この信託約款の適用を受けるものとし、委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

② 平成19年1月4日前に信託された受益権にかかる受益証券を保有する受益者は、自己の有する受益証券につき、委託者に振替受入簿に記載または記録を申請するよう請求することができます。

③ 委託者は、前項の振替受入簿に記載または記録の申請の請求を受け付けた場合には、当該請求

に基づき当該受益証券にかかる受益権を振替受入簿に記載または記録を申請します。この場合において、委託者は、指定販売会社に当該申請の手続を委任することができます。

- ④ 受益者が第2項の振替受入簿に記載または記録の申請の請求をするときは、指定販売会社に対し、受益証券をもって行なうものとします。なお、振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券は無効となり、当該記載または記録による振替受益権は、受益証券とみなされ、この信託約款の適用を受けるものとします。ただし、一旦、振替受入簿に記載または記録された受益権については、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、受益者は受益証券の発行を請求しないものとします。
- ⑤ 委託者は、委託者が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして約款本文の信託約款変更の規定に従います。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託者に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、変更しようとする旨およびその内容を記載した書面の交付を原則として行ないません。
- ⑥ 委託者が、前項の信託約款変更を行なった場合、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券にかかる受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。
- ⑦ 委託者が第5項の信託約款変更を行なった場合、平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約にかかる一部解約の実行の請求を受益者がするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

平成 9年 9月30日

委託者 大和証券投資信託委託株式会社

受託者 住友信託銀行株式会社

信託約款（平成19年1月4日適用予定）の変更内容について

平成18年12月29日現在存在する受益証券を含む「追加型証券投資信託（ダイワMRF（マネー・リザーブ・ファンド）」）の受益証券を原則としてすべて振替受益権とするため、委託者は、平成19年1月4日適用予定で重大な約款変更を行なう予定です。下記の表は、この場合の信託約款の変更内容について記載しております。なお、重大な約款変更の内容についてあらかじめお知らせすることを目的としておりますので、単純な参照条文の変更（読み替え）は割愛している場合があります。

下線部_____は変更部分を示します。

(重大な約款変更後の約款の内容)	(平成18年8月26日現在の約款の内容)
(受益権の取得申込の勧誘の種類) 第4条の2 この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、証券取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第13項で定める公募により行なわれます。 (当初の受益者) 第5条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第6条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。 (受益権の分割) 第6条 委託者は、第2条に規定する信託によって生じた受益権を20億口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。 (信託日時の異なる受益権の内容) 第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。 (受益権の帰属と受益証券の不発行) 第9条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。 ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。 ③ 委託者は、第6条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。 ④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録しよう申請します。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券は無効となり、当該記載または記録により振	(受益証券の取得申込の勧誘の種類) 第4条の2 この信託にかかる受益証券の取得申込の勧誘は、証券取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第13項で定める公募により行なわれます。 (当初の受益者) 第5条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益証券取得申込者とし、第6条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。 (受益権の分割) 第6条 委託者は、第2条に規定する信託によって生じた受益権を20億口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。 (信託日時の異なる受益権の内容) 第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。 (受益証券の発行および種類) 第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する<u>無記名式の受益証券を発行します。</u> ② 前項の規定により発行された受益証券は、別に定める積立投資約款に従って取得申込者が結んだ契約（以下「別に定める契約」といいます。）の規定に基づいて大券をもって混蔵保管されるため、委託者は受益者の請求に基づく記名式の受益証券への変更を行ないません。 (新 設) (新 設)

替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する証券会社（証券取引法第2条第9項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第2条第2号に規定する外国証券会社を含みます。）および登録金融機関（証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいいます。）（以下総称して「指定販売会社」といいます。）に当該申請の手続を委任することができます。 （削 除） （受益権の設定にかかる受託者の通知） 第10条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。 （削 除） （受益権の取得単位および価額） 第11条 指定販売会社は、この信託契約締結日の翌営業日以降、別に定める積立投資約款に従って契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に対し、1口の整数倍をもって第6条の規定により分割される受益権の取得の申込に応じることができるものとします。なお、この場合における1口あたりの取得価額は、次に掲げる基準価額とします。ただし、取得申込金を申込日の午後零時以前に受領しようとする場合において、申込日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額を下回っているときは、取得の申込に応じないものとします。 - 指定販売会社が取得申込受付日の午後零時以前に取得申込金の受領の確認をした場合 ……取得申込受付日の前日の基準価額 - 指定販売会社が取得申込受付日の午後零時を過ぎて取得申込金の受領の確認をした場合 ……取得申込受付日の翌営業日の前日の基準価額 ② 前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。 ③ 第1項第2号の場合において、当該基準価額が当初設定時の1口の元本価額を下回ったときは、当該取得の申込は、同号の規定にかかわらず、取得申込受付日の翌営業日以降、最初に追加信託にかかる基準価額が当初設定時の1口の元本価額と同額になった計算日の基準価額による取得の申込とみなします。 第12条 （削 除） 第13条 （削 除） 第14条 （削 除） （運用の指図範囲） 第15条 （略） （収益分配金の再投資） 第34条 受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、前月の最終営業日（この信託契約締結日を含む月については当該契約締結日）から当月の最終営業日の前日までの各計算期間にかかる収益分配金が、当月の最終営業日に指定販売会社に支払われます。 ② 指定販売会社は、別に定める契約に基づき、各受益者（保有していた受益権より発生した収益分配金のみを保有する者を含みます。以下本条、第36条、第37条および第38条において同じ。）ごとに前項の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じたものとします。なお、この場合における1口あたりの取得価額は、当月の最終営業日の前日の基準価額とします。当該取得申込により増加	③ 委託者は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券を発行します。 （受益証券の発行についての受託者の認証） 第10条 委託者は、受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。 ② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。 （受益証券の取得単位および価額） 第11条 委託者の指定する証券会社（証券取引法第2条第9項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第2条第2号に規定する外国証券会社を含みます。）および登録金融機関（証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいいます。）（以下総称して「指定販売会社」といいます。）は、この信託契約締結日の翌営業日以降、別に定める契約を結んだ取得申込者に対し、1口の整数倍をもって第9条の規定により発行される受益証券の取得の申込に応じることができるものとします。なお、この場合における1口あたりの取得価額は、次に掲げる基準価額とします。ただし、取得申込金を申込日の午後零時以前に受領しようとする場合において、申込日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額を下回っているときは、取得の申込に応じないものとします。 - 指定販売会社が取得申込受付日の午後零時以前に取得申込金の受領の確認をした場合 ……取得申込受付日の前日の基準価額 - 指定販売会社が取得申込受付日の午後零時を過ぎて取得申込金の受領の確認をした場合 ……取得申込受付日の翌営業日の前日の基準価額 （新 設） ② 前項第2号の場合において、当該基準価額が当初設定時の1口の元本価額を下回ったときは、当該取得の申込は、同号の規定にかかわらず、取得申込受付日の翌営業日以降、最初に追加信託にかかる基準価額が当初設定時の1口の元本価額と同額になった計算日の基準価額による取得の申込とみなします。 （受益証券の再交付） 第12条 委託者は、受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続きによって公示催告による除権判決の謄本を添え再交付を請求したときは、受益証券を再交付します。 （受益証券を毀損した場合等の再交付） 第13条 委託者は、受益証券を毀損または汚染した受益者が、委託者の定める手続きによって受益証券を添え再交付を請求したときは、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、前条の規定を準用します。 （受益証券の再交付の費用） 第14条 委託者は、受益証券を再交付するときは、当該受益者に対して実費を請求することができます。 （運用の指図範囲） 第15条 （同 左） （収益分配金の再投資） 第34条 委託者は、原則として、前月の最終営業日（この信託契約締結日を含む月については当該契約締結日）から当月の最終営業日の前日までの各計算期間にかかる収益分配金を、当月の最終営業日に指定販売会社に交付します。 ② 指定販売会社は、別に定める契約に基づき、各受益者（保有していた受益証券より発生した収益分配金のみを保有する者を含みます。以下本条、第36条、第37条および第38条において同じ。）ごとに前項の収益分配金の再投資にかかる受益証券の取得の申込に応じたものとします。なお、この場合における1口あたりの取得価額は、当月の最終営業日の前日の基準価額とします。
---	--

した受益権は、第9条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。 ③ 前項の規定にかかわらず、指定販売会社は、当月の最終営業日の前日の基準価額が、当初設定時の1口の元本価額を下回ったときには、当該取得の申込を、当月の最終営業日以降、最初に、追加信託にかかる基準価額が当初設定時の1口の元本価額と同額になった計算日の基準価額による取得の申込とみなします。 ④ 指定販売会社と別に定める契約を結んだ受益者が、当該別に定める契約を解除する場合において、当該受益者が保有する収益分配金があるときは、あるいは信託終了時において受益者が保有する収益分配金があるときは、第1項および第2項の規定にかかわらず、その際に受益者に支払います。 第35条 (削 除) (一部解約金、収益分配金および償還金の支払い) 第36条 一部解約金および第34条第4項の規定に基づき別に定める契約の解除にかかる受益者に支払うべき収益分配金は、原則として、当該請求受付日の翌営業日から指定販売会社の営業所において受益者に支払うものとします。 ② 前項の規定にかかわらず、指定販売会社が受益者からの一部解約の実行の請求（受益者が別に定める契約を解除することにより、自己に帰属する受益権の全部について行なう一部解約の実行の請求を除きます。）を午後零時以前に受け付けた場合で、当該受益者が一部解約金の支払いを当該請求受付日に受けることを希望する場合には、指定販売会社は当該一部解約金を当該請求受付日に受益者に支払います。 ③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した金額をいいます。以下同じ。）および第34条第4項の規定に基づき信託終了時において受益者に支払うべき収益分配金は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から指定販売会社の営業所において信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者となります。）に支払うものとします。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。 (収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責) 第37条 受託者は、第34条第1項に規定する収益分配金については、原則として同条第1項中の当月の最終営業日に、第36条第1項および第2項に規定する一部解約金ならびに第34条第4項の規定に基づき別に定める契約の解除にかかる受益者に支払うべき収益分配金については、指定販売会社が受益者に支払いを行なう日に、第36条第3項に規定する償還金および第34条第4項の規定により信託終了時において受益者に支払うべき収益分配金については、第36条第3項中の支払開始日前に、委託者の指定する預金口座等に払い込みます。 ② 前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、一部解約金および償還金を払い込んだ後は、受託者は受益者に対する支払いにつきその責に任じないものとします。 (収益分配金および償還金の時効) 第38条 受益者が、第36条第1項および第3項に規定する収益分配金について当該各条項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに第40条第1項、第41条第1項、第42条第1項および第44条第2項に規定する信託終了による償還金について、第36条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失ない、受託者より交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。 (信託契約の一部解約) 第39条 受益者は、自己に帰属する受益権について、委託者に一部解約の実行の請求をすることができます。 ② 委託者は、前項の請求があった場合には、この信託契約の一部を解約します。この場合における一部解約の価額は、当該請求受付日	③ 前項の規定にかかわらず、指定販売会社は、当月の最終営業日の前日の基準価額が、当初設定時の1口の元本価額を下回ったときには、当該取得の申込を、当月の最終営業日以降、最初に、追加信託にかかる基準価額が当初設定時の1口の元本価額と同額になった計算日の基準価額による取得の申込とみなします。 ④ 指定販売会社と別に定める契約を結んだ受益者が、当該別に定める契約を解除する場合において、当該受益者が保有する収益分配金があるときは、あるいは信託終了時において受益者が保有する収益分配金があるときは、第1項および第2項の規定にかかわらず、その際に受益者に支払います。 (混蔵保管および返還請求の取扱い) 第35条 指定販売会社は、当該指定販売会社の募集にかかる第9条の規定により発行される受益証券の混蔵保管および返還請求等の取扱いについては、別に定める契約によるものとします。 (一部解約金、収益分配金および償還金の支払い) 第36条 一部解約金および第34条第4項の規定に基づき別に定める契約の解除にかかる受益者に支払うべき収益分配金は、原則として、当該請求受付日の翌営業日から指定販売会社の営業所において受益者に支払うものとします。 ② 前項の規定にかかわらず、指定販売会社が受益者からの一部解約の実行の請求（受益者が別に定める契約を解除することにより、自己の有する受益証券の全部について行なう一部解約の実行の請求を除きます。）を午後零時以前に受け付けた場合で、当該受益者が一部解約金の支払いを当該請求受付日に受けることを希望する場合には、指定販売会社は当該一部解約金を当該請求受付日に受益者に支払います。 ③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した金額をいいます。以下同じ。）および第34条第4項の規定に基づき信託終了時において受益者に支払うべき収益分配金は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から指定販売会社の営業所において受益者に支払うものとします。 (収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責) 第37条 受託者は、第34条第1項に規定する収益分配金については、原則として同条第1項中の当月の最終営業日に、第36条第1項および第2項に規定する一部解約金ならびに第34条第4項の規定に基づき別に定める契約の解除にかかる受益者に支払うべき収益分配金については、指定販売会社が受益者に支払いを行なう日に、第36条第3項に規定する償還金および第34条第4項の規定により信託終了時において受益者に支払うべき収益分配金については、第36条第3項中の支払開始日前に、委託者に交付します。 ② 前項の規定により委託者に収益分配金、一部解約金および償還金を交付した後は、受託者は受益者に対する支払いにつきその責に任じないものとします。 (収益分配金および償還金の時効) 第38条 受益者が、第36条第1項および第3項に規定する収益分配金について当該各条項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに第40条第1項、第41条第1項、第42条第1項および第44条第2項に規定する信託終了による償還金について、第36条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失ない、委託者が受託者より交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。 (信託契約の一部解約) 第39条 受益者は、自己の有する受益証券について、委託者に一部解約の実行の請求をすることができます。 ② 委託者は、前項の請求があった場合には、この信託契約の一部を解約します。この場合における一部解約の価額は、当該請求受付日
--	---

の翌営業日の前日の基準価額とします。ただし、第36条第2項の規定に基づいて指定販売会社が受益者からの一部解約の実行の請求（受益者が別に定める契約を解除することにより、自己に帰属する受益権の全部について行なう一部解約の実行の請求を除きます。）を午後零時以前に受け付けた場合で、当該受益者が一部解約金の支払いを当該請求受付日に受けることを希望する場合における一部解約の価額は、当該請求受付日の前日の基準価額とします。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。 ③ 平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約にかかる一部解約の実行の請求を受益者がするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日以前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。 ④ 委託者は、証券取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による請求の受け付けを中止することができます。 ⑤ 前項により、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は、当該受け付けを中止した日における受け付け中止以前に行なった一部解約の実行の請求で、かつ第36条第2項の規定に基づかない場合の請求については、その請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に指定販売会社が第35条第2項の規定に基づかない一部解約の実行の請求を受け付けたものとして当該基準価額の計算日の翌営業日の前日の基準価額とします。 （質権口記載または記録の受益権の取扱い） 第39条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。 （信託契約の解約） 第40条 （略） （反対者の買取請求権） 第45条の2 第40条の規定に従い信託契約の解約を行なう場合または前条の規定に従い信託約款の変更を行なう場合において、第40条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。 （公告） 第46条 （略） （信託約款に関する疑義の取扱い） 第47条 （略） （付 則） （添付信託約款付則第1条を削除し、以下の内容に置き換えます。） 第 1 条 平成18年12月29日現在の信託約款第9条、第10条、第12条（受益証券の再交付）から第14条（受益証券の再交付の費用）、第35条の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。	の翌営業日の前日の基準価額とします。ただし、第36条第2項の規定に基づいて指定販売会社が受益者からの一部解約の実行の請求（受益者が別に定める契約を解除することにより、自己の有する受益証券の全部について行なう一部解約の実行の請求を除きます。）を午後零時以前に受け付けた場合で、当該受益者が一部解約金の支払いを当該請求受付日に受けることを希望する場合における一部解約の価額は、当該請求受付日の前日の基準価額とします。 ③ 受益者は、第1項の請求をするときは、指定販売会社に対し、受益証券をもって行なうものとします。 ④ 委託者は、証券取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による請求の受け付けを中止することができます。 ⑤ 前項により、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は、当該受け付けを中止した日における受け付け中止以前に行なった一部解約の実行の請求で、かつ第36条第2項の規定に基づかない場合の請求については、その請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該証券の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に指定販売会社が第35条第2項の規定に基づかない一部解約の実行の請求を受け付けたものとして当該基準価額の計算日の翌営業日の前日の基準価額とします。 （新 設） （信託契約の解約） 第40条 （同 左） （反対者の買取請求権） 第45条の2 第40条の規定に従い信託契約の解約を行なう場合または前条の規定に従い信託約款の変更を行なう場合において、第40条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。 （公告） 第46条 （同 左） （信託約款に関する疑義の取扱い） 第47条 （同 左） （付 則） 第 1 条 （添付信託約款付則第1条をご参照ください。）
--	--